

○業務の名称及び業務番号

「令和8年度長崎県大気汚染監視
テレメータシステム管理運営業務委託」

(業務番号:7地環第159号)

①入札説明書

②業務委託仕様書

③競争入札参加資格審査申請書(様式)

④入札書及び委任状(様式)

⑤競争入札参加資格申請の手引

入札説明書

①「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務の名称及び業務番号

業務名:令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託

業務番号:7地環第159号

(2) 業務期間(委託期間)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託内容

別添「令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 業務場所

長崎県大村市池田2-1306-11

長崎県環境保健研究センター1階 中央監視センター

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時:令和8年3月13日(金)午前10時00分

場所:長崎県庁行政棟7階701会議室(長崎市尾上町3-1)

・電送及び郵送による入札は認めない。

・なお、入札及び開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2(1)の部局に確認すること。

(6) 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書等(資格審査結果通知書の写しのほか、名刺、運転免許証、健康保険証など。)を入札執行者又は補助者に提示すること。

(7) 入札書の記載方法

①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

④入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできること。

⑤代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

⑥入札書の宛名は「長崎県知事 ○○ ○○」とすること。

(8) 入札保証金

以下のいずれかで対応すること。

①入札保証金の納付

1) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の5以上の金額を納付すること(入札書に記載するのは税抜きであることに注意すること)

2) 納付に係る書類の様式は特に定めないが、事前に2(1)の部局へ連絡をしたうえで、次の事項を記載した申出書を令和8年3月10日(火)正午までに、2(1)の部局へ提出すること(書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可)。

・宛名(長崎県知事)

・作成日

・入札者の住所または所在地、氏名または名称及び代表者名(代表者印(個人の場合、本人の印)を押印)

・申出内容(「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載。)

・業務名 令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託

・入札保証金納入額

3) 申出書を受け取り次第、納付書を交付するので、最寄りの金融機関において納付すること。

4) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和8年3月11日(水)正午までに2(1)の部局へ提出すること。

②県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する

1) 入札保証保険契約の付保額が契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の5以上となることに留意すること。

2) 入札保証保険証書は、その写しを令和8年3月11日(水)までにFAX等により2(1)の部局に提出し、正本を入札前までに提出すること。

3) 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。

③入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間の同種、同規模の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する

1) 「同種」については、工事、船舶及び物品を除く契約に限る。

2) 「同規模」については、長崎県財務規則により次の3段階に区分して判断する。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

3) 契約を締結したことの証明は契約書の写して構わない。(原本証明を行ったものを提出)

4) 本証明に基づき入札保証金の免除を申請する場合は、該当する契約書の写し(2件)に免除申請の旨を記載した申請書(会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印)を添え、令和8年3月11日(水)までに2(1)の部局へ提出すること。

(9) 契約保証金

①契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。なお、履行保証保険の契約期間は、契約予定日からとすること。

2)開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間の同種、同規模の契約の履行証明(2件以上)を提出する場合。(同種、同規模の考え方についてはI(8)③①)、2)と同様)

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度、再々度の入札に参加することができない。

- ①競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- ②入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③入札者が連合して入札したとき。
- ④入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者とした入札であるとき。
- ⑨入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

(11) 落札者の決定方法

- ①長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
- ②落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合は、入札者立ち会いのもとに、再

度、再々度の入札及び開札を行うこととする。

(12) 契約書の作成等

①落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内に契約が締結できるよう手続きを行うこと。

②その他入札、開札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(13) 競争入札の参加資格

令和8年2月20日告示に基づく資格審査申請を行い、参加資格を有すると認められた者。

（当該告示は長崎県ホームページに掲載中。）

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局（申請書の交付、提出場所及び問合せ先）

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1

名称：長崎県県民生活環境部地域環境課（環境監視班）

電話：095-895-2356

FAX：095-895-2572

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

①入札参加を希望する者は、一般競争入札の参加者の資格等について（令和8年2月20日告示）に定める審査申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。

②申請の受付期間は、この入札に関する公告の日から令和8年3月5日まで（ただし、県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム 管理運営業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度に長崎県（以下「甲」という。）が発注する長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務（以下「業務」という。）について、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1. 業務名

令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務

2. 業務を行う場所及び所在地

(1) 場所

長崎県環境保健研究センター 1階 中央監視センター
(以下「中央監視センター」という。)

(2) 所在地

長崎県大村市池田2-1306-11

3. 測定局及び測定項目

本業務に関連する大気測定局及び煙源測定局の所在地、測定項目については別表1及び別表2のとおりである。

4. 業務の内容

大気汚染の監視及び測定したデータの管理等のため、乙は甲の指示に従い、(1)の体制により、甲が中央監視センター内に設置している大気汚染監視テレメータシステム（以下「システム」という。）を使用し、(2)の業務を行うものとする。

業務を行うにあたっては、環境省監修の「環境大気常時監視マニュアル（第6版）（平成22年3月発行）」（以下「環境大気常時監視マニュアル」という。）に基づくほか、別途甲が定める「作業マニュアル」に基づき行うものとする。

なお、環境大気常時監視マニュアルが改訂された場合には、改訂後のマニュアルに基づくものとする。

(1) 監視体制

① 監視担当職員の配置

乙は、契約期間中は中央監視センター内に監視担当職員を毎日（土曜日、日曜日及び祝祭日を含む）1名常駐させ業務を行うものとする。この場合の監視担当職員の勤務時間は午前9時から午後5時までとする。

ただし、警報発令等緊急時の対応が必要な場合はこの限りではない。

なお、緊急時の場合の勤務時間は、甲、乙が協議して決めるものとする。

② 監督職員の配置

乙は、①の常駐させる監視担当職員とは別に、本委託業務における監督職員を選任し、中央監視センター内での業務を総括させる他、当該センターに常駐させる監視担当職員の業務遂行状況等についても、適宜、指導・監督させるも

のとする。

(2) 業務内容

① 業務日誌の作成報告

乙は中央監視センターと各大気測定局間の通信において異常値が発生した場合には、その処理及び特記事項等について、業務日誌（別添様式）により、システム内情報共有フォルダにて翌日午前中までに甲へ報告すること。

② 一般環境大気測定局等における測定値への対応

乙は別表1に掲げる一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及びその他局における全項目の1時間測定値をチェックし、欠測値・異常値等のエラーメッセージを確認した場合には、作業マニュアルに従い処理を行うこと。

③ 煙道測定局測定値への対応

乙は別表2に掲げる煙源測定局の測定値が環境保全協定値を超えた場合は、その概要を電話で甲へ速報し、かつ詳細について別途業務日誌にて報告すること。

④ システムの構成機器の異常の報告

システムの構成機器に故障等の異常が認められる場合は、乙はその概要を電話で甲へ速報し、かつ別途詳細について業務日誌にて報告すること。

⑤ 長崎県所管大気測定局の月報修正・入力作業

1) 乙は毎月初めに前月分の長崎県所管の各大気測定局について、測定局別・項目別にシステムから月報（未修正）を帳票出力し、各測定局から回収された記録紙（チャート紙）と照合すること。

次に「環境大気常時監視マニュアル」に基づき、欠測、異常値等についてデータの修正を行うこと。

なお、修正については二重チェックのため、一次修正後、必ず監督職員が二次修正を行うこととする。

月報の修正業務は、令和8年3月分から令和9年2月分までとする。

2) 乙は1)で修正した値を、システム端末機により入力し、システムに保存すること。

なお、測定値の確定は甲が行う。

⑥ 発電所所管大気測定局等の確定値入力

乙は電源開発株式会社松島火力発電所、電源開発株式会社松浦火力発電所、九州電力株式会社松浦発電所、九州電力株式会社苓北発電所が所管する一般環境大気測定局及び煙源測定局について、各発電所から送付された確定データをシステムに保存すること。

⑦ 長崎市及び佐世保市測定データ確定値の入力

乙は長崎市及び佐世保市から送付された確定データをシステムに保存すること。

⑧ 月報作成

1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局等

乙は月毎に修正及び確定した全大気測定局のデータを、各大気測定局・測定項目ごとにシステムから帳票出力し、これを確定月報として中央監

視センター内に保存すること。

また、乙は一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において測定したデータについては、環境基準対比表（環境基準の適合状況の一覧表）を作成し、翌月末までに甲へ報告すること。

2) 煙源測定局

乙は月毎に修正及び確定した全煙源測定局のデータを、各測定局・測定項目ごとにシステムから帳票出力し、これを確定月報として中央監視センター内に保存すること。

また、乙は各煙源測定局において測定したデータについては、煙源対比表（環境保全協定値の適合状況の一覧表）を作成し、翌月末までに甲へ提出すること。

⑨ 環境省報告のための資料作成

「前年度」の長崎県所管の大気測定局に係る年間の測定結果を基に、環境省への報告要領に従い、下記資料を作成し、5月末日までに甲へ提出すること。

- 1) 環境省指定フォーマットデータファイル
- 2) 県及び政令市所管測定局の年間集計結果
- 3) 県及び政令市所管測定局の月別集計結果

ただし、上対馬オキシダント測定所の測定データについては作成する必要はない。

⑩ 大気環境調査結果報告書に係る資料作成

甲が毎年発行している大気環境調査結果報告書の作成のための資料として「前年度」の全ての一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における年間の測定結果を基に、下記資料を作成し、5月末日までに甲へ提出すること。

- 1) 年間集計結果
- 2) 月間集計結果
- 3) 経年変化表

⑪ 測定値のバックアップ

甲が指示する方法にてデータのバックアップを行うこと。

⑫ 大気測定局属性データの管理

大気測定局の所在地、測定項目、測定方法の変更が発生した場合は、甲の指示に従い、システム中の測定局属性データの更新を行うこと。

⑬ その他

①から⑫までの業務の他、甲が必要とする場合は、甲がその都度指示する方法により対応すること。

5. システムの操作方法

甲が設置しているシステムにおける端末機操作方法については、業務開始前に甲が乙に対し説明するものとする。

6. 消耗品

本業務に使用するプリンターの用紙、カートリッジ及び事務用品等の消耗品につい

ては、乙の負担とする。

7. 中央監視センター内における遵守事項について

乙は、原則として長崎県庁中管理規則（平成29年12月28日長崎県規則第36号）に従うものとする。

8. その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、甲乙間で協議の上決定する。

作業マニュアル

乙は本業務の実施にあたり、仕様書によるほか、本作業マニュアルに従うものとする。

1 1時間値の欠測値・異常値の処理

乙は仕様書の4(2)②に示す1時間値の欠測値・異常値等のエラーメッセージを確認した場合は、次の関係機関一覧に記載している関係機関へ連絡し、当該大気測定局の機器の出力値との照合等による確認作業を行い、その結果を甲へ報告すること。

なお、関係機関の担当者については、別途甲より通知する。

【関係機関一覧】

所管区分	連絡先
長崎県所管大気測定局	長崎県地域環境課
長崎市所管大気測定局	長崎市環境政策課
佐世保市所管大気測定局	佐世保市環境保全課
発電所所管大気測定局	電源開発(株)松島火力発電所企画管理グループ 電源開発(株)松浦火力発電所企画管理グループ 九州電力(株)松浦発電所 技術課 九州電力(株)帯北発電所 技術課

2 1時間値の端末機による修正

- (1) 仕様書の4(2)②により甲が乙から通報を受け、甲が測定値の修正を指示した場合、乙はシステムの端末機により修正を行うこと。
- (2) 甲が異常値を「欠測」と判断した場合、乙は甲の指示により、環境省広域大気汚染監視システム（通称「そらまめ君」という。）の端末機を操作し、欠測処理を行うこと。

3 発電所所管の大気測定局等の確定データの入力

仕様書の4(2)⑥の発電所所管大気測定局の確定データ入力は以下のとおりとする。

- (1) 電源開発(株)松島火力発電所、電源開発(株)松浦火力発電所及び九州電力(株)松浦発電所が所管する一般環境大気測定局及び煙源測定局については、毎月、月初めに前月分の月報（未修正）を電子メールにより各発電所へ送付し、データ修正を依頼すること。
- (2) 上記各発電所から修正後の確定データが送付された時点で、乙は、システム端末機により確定データを入力する。
入力した修正後のデータは、各発電所へ電子メールにより送付する。
なお、下記発電所に対しては、各発電所所管測定局の外、関係する自治体所管大気測定局分も併せて送付する。

発電所名	関係する自治体所管測定局
電源開発(株)松島火力発電所	雪浦大気測定局（長崎県所管） 村松大気測定局（長崎市所管）
九州電力(株)松浦発電所	松浦志佐大気測定局（長崎県所管） 吉井大気測定局（佐世保市所管）

(3) 九州電力(株)北発電所所管大気測定局（口之津大気測定局）については、確定データが送付された時点でシステムに入力し、確定データを電子メールにより当該発電所へ送付する。

4 電源開発煙源データの取り込み

別添「電源開発煙源データ取り込み要領」参照

5 PM2.5及び光化学オキシダント高濃度時における関係者へのメール送信

別添「PM2.5及びOxの高値が出た際のメール送信要領」参照

別表1

大気測定局の所在地及び測定項目

測定局区分	測定局名	所在地	大気汚染物質								気象			測定局設置者(局数)	
			環境基準対象項目				その他項目								
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン・非メタン炭化水素	風向	風速	日射量	放射収支量	
一般環境大気測定局 (38局)	島原	島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長崎県 (11局)
	諫早	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98項目
	大村	大村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長崎市 (4局)
	松浦志佐	松浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32項目
	時津小学校	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐世保市 (5局)
	雪浦	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25項目
	川棚	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電源開発松島 (7局)
	五島	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	45項目
	壱岐	壱岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九電松浦 (10局)
	対馬	対馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	61項目
	小浜	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九電苔北 (1局)
	小ヶ倉	長崎市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6項目
	稻佐小学校	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	東長崎	長崎市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	村松	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相浦	佐世保市			○						○	○	○	○	
	大野	佐世保市			○						○	○	○	○	
	早岐	佐世保市			○						○	○	○	○	
	大塔	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	吉井	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三重櫻山	長崎市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	黒崎中学校	長崎市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	神浦	長崎市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	伊佐浦	西海市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	面高	西海市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	大小島	西海市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	遠見岳	西海市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	平戸	平戸市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	紐差	平戸市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	御厨	松浦市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	上志佐	松浦市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	今福	松浦市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	鷹島	松浦市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	江迎	佐世保市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	鹿町	佐世保市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
	木場	佐々町	○	○						○	○	○	○	○	
	世知原	佐世保市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	
	口之津	南島原市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	九電苔北 (1局)
			33	35	34	26	17	○	34	8	38	38	2	2	6項目
自動車 排出 ガス 測定局 (4局)	長崎駅前	長崎市		○	○			○	○	○					長崎市 (2局)
	中央橋	長崎市		○	○			○	○	○					11項目
	福石	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐世保市 (2局)
	日宇	佐世保市		○				○	○	○					15項目
			1	3	4	1	3	4	8	1	1				
その他 (1局)	城山 (気象局)	松浦市								○	○				九電松浦 (1局)
										1	1				2項目
合計	43局		34	38	38	26	18	3	38	16	40	40	2	2	295項目

*メタン・非メタンは○1個で2項目として計算

煙源測定局の所在地及び測定項目

測定局区分	測定局名	所在地	硫黄酸化物	窒素酸化物	排出ガス量	測定局設置者 (注)
煙源測定局	松島火力1号	西海市	○	○	○	電源開発松島
	松島火力2号	西海市	○	○	○	
	九電松浦火力1号	松浦市	○	○	○	九電松浦
	九電松浦火力2号	松浦市	○	○	○	九電松浦
	電源開発松浦火力1号	松浦市	○	○	○	電源開発松浦
	電源開発松浦火力2号	松浦市	○	○	○	
計	6局		6	6	6	18

(注) 別表1及び別表2の測定局設置者の正式名称

略称	正式名称
電源開発松島	電源開発株式会社 松島火力発電所
電源開発松浦	電源開発株式会社 松浦火力発電所
九電松浦	九州電力株式会社 松浦発電所
九電芦北	九州電力株式会社 芦北発電所

(別添様式)

業務日誌

年月日(曜日)

監督職員名

監視担当職員名

区分	内容
データ収集状況 及び 子局との通信状況	【測定局ごとに記載】
欠測・異常値・ エラーメッセージ の処理業務内容	【測定局ごとに記載】
関係機関への 報告・連絡事項	
特記事項	

電源開発煙源データ取り込み要領

○概要

電源開発松浦火力発電所及び松島火力発電所より提供される煙源データについて、大気汚染監視テレメータシステムへ取り込むことによりデータを反映させる。

○取り込み方法

1. 電源開発より一月に1回メールにより送られてくるZIPファイルを解凍する。
2. 『【松浦（又は松島）】電源開発データインポート』のショートカットを起動する。
3. ZIPファイル内にあるエクセルを全て選択し、「ここにファイルをドラッグ＆ドロップしてください」と記載されているフィールドにドラッグ＆ドロップする。
4. 「インポート」をクリックし、取り込み完了後「OK」をクリックし終了。

○取り込みに関する注意事項

- ZIPファイルは暗号化されているため、電源開発からファイルと一緒に送られてくるパスワードを用いて解凍すること。
- ZIPファイルは、基本的にデスクトップにある「電源開発煙源データ処理フォルダ」に保存する。なお、必ずこのフォルダに保存しなければならないことではないので、他の作業しやすい場所に保存してもかまわない。
- 取り込みプログラムは松浦と松島で分かれているため、間違えないように注意すること。
- 取り込んだデータは、一月に1回、テレメシスシステムから出力したうえ、大気測定局データと併せて電源開発にチェックを行ってもらう（九電への対応と同様の処理）。

PM2.5 及び Ox の高値が出た際のメール送信要領

○概要

PM2.5 及び Ox に関する注意喚起及び注意報、警報の対応を迅速に行うため、高値が出た際関係職員に測定データをメールにより情報提供する。

○送信方法

県内の大気測定局において、9時00分から17時00分までの間に1局でもPM2.5またはOxの1時間値が以下の条件を満たした場合に、長崎県が提供するメーリングリスト宛BCCにてメールを送信する。

なお、同条件でのメール送信は1日に1回のみとし、同日に追って条件を満たす局が発生してもメールは送らない（別条件の場合はメールを送信する。）。

条件1：PM2.5の1時間値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上になった場合

条件2：Oxの1時間値が 100 ppb 以上になった場合

条件3：Oxの1時間値が 120 ppb 以上になった場合

○送信内容

メール送信の内容は以下のとおりとする。

【条件1の場合】

件名：PM2.5 高濃度情報

本文：

PM2.5の高濃度情報を送信します。以後の送信は行いませんので、大気環境速報システムをご確認ください。

(<https://n-taiki.pref.nagasaki.jp>)

20XX/〇〇/△△

項目：微小粒子状物質（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定時間：〇〇時

測定期間名：数値

※以下、上位10局を高濃度順で記入。
条件を満たす局が10局以上ある場合、全ての局を記入

【条件2、3の場合】

件名：光化学オキシダント高濃度情報

本文：

光化学オキシダントの高濃度情報を送信します。以後の送信は行いませんので、大気環境速報システムをご確認ください。

(<https://n-taiki.pref.nagasaki.jp>)

20XX/〇〇/△△

項目：光化学オキシダント（単位：ppb）

測定時間：〇〇時

測定期間名：数値

※以下、上位10局を高濃度順で記入。
条件を満たす局が10局以上ある場合、全ての局を記入

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

本社

郵便番号					-					
所在地										
フリガナ 商号又は名称										
フリガナ 代表者職氏名										
電話番号					FAX番号					

支社

郵便番号					-					
所在地										
フリガナ 商号又は名称										
フリガナ 代表者職氏名										
電話番号					FAX番号					

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

1 誓 約 書 (様式第2号)

2 財務関係明細書

3 営業概要書

4 委 任 状

添付書類

ア 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人にあっては、次の①、②及び③

① 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

② 住所地の市町村長が発行する住民票

③ 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書

又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消

費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届 (様式第3号)

(様式第2号)

| 誓 約 書

令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託に係る競争入札に参加する資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為を行なさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書

貸借対照表

令和 年 月 日現在 単位：千円

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資本の部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期未処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産			
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書（年　月　日から　年　月　日まで）

単位：千円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益[(ア)-(イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益[(ウ)-(エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益[(オ)+((カ)-(キ))]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(サ) 税引前当期利益[(ク)+((ケ)-(コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益[(サ)-(シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ゾ) 当期未処分利益[(ス)+(セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高(A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。

2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位:千円)

自己資本額	区分	資本金	資本準備金	利益準備金	任意・別途積立金	当期未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基 準 年 度						

(3) 財務比率

純利益率	当期利益 _____ 総売上高	千円 ×100= %
固定長期 適合率	固定資産計 _____ 固定負債計+自己資本計	千円 ×100= %
流動比率	流動資産計 _____ 流動負債計	千円 ×100= %

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(4) 営業実績（販売）

損益計算書と同期間

(注) 合計欄の額は、損益計算書の売上高と一致すること。

(5) 営業経歴

営業年数	現組織への変更	現組織へ変更後の営業年数
年 月	年 月 日	年 月

(6) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	支社等の従業員数	()	()	()

1) 技術関係職員の職種別内訳

職種別	人 数		資格等の内容
	総数	支社等	
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

2) 総括責任者等の設置可能数

職種	総括責任者(人)	副総括責任者(人)	技術責任者(人)

※ 該当する公示を参考に必要な項目のみ記載してください。

3) 上記 2)の詳細情報

(総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(副総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(技術責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

※入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

4 委 任 状

商号又は

名 称

私は、役職名 _____ を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

1 見積・入札・契約締結の件

2 物品納入・代金請求・領収の件

委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

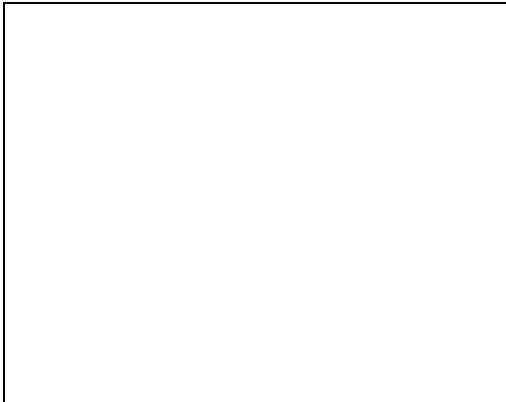
印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第3号)

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

印鑑届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第4号)

資 格 審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 ○○ ○○

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を
審査した結果、（下記のとおり資格がある、資格がない）ものと決定しました。

記

1 登 錄 番 号

2 登 錄 年 月 日

3 登 錄 品 目 (業種)

4 有 効 期 間

(様式第5号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更年月日	変更前	変更後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

入札書

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

(代理人による入札の場合は代理人氏名)

印

下記業務を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。

記

¥

1. 業務名 令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託

2. 履行場所 長崎県環境保健研究センター1階 中央監視センター

3. 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

(様式第7号)

入札用封筒

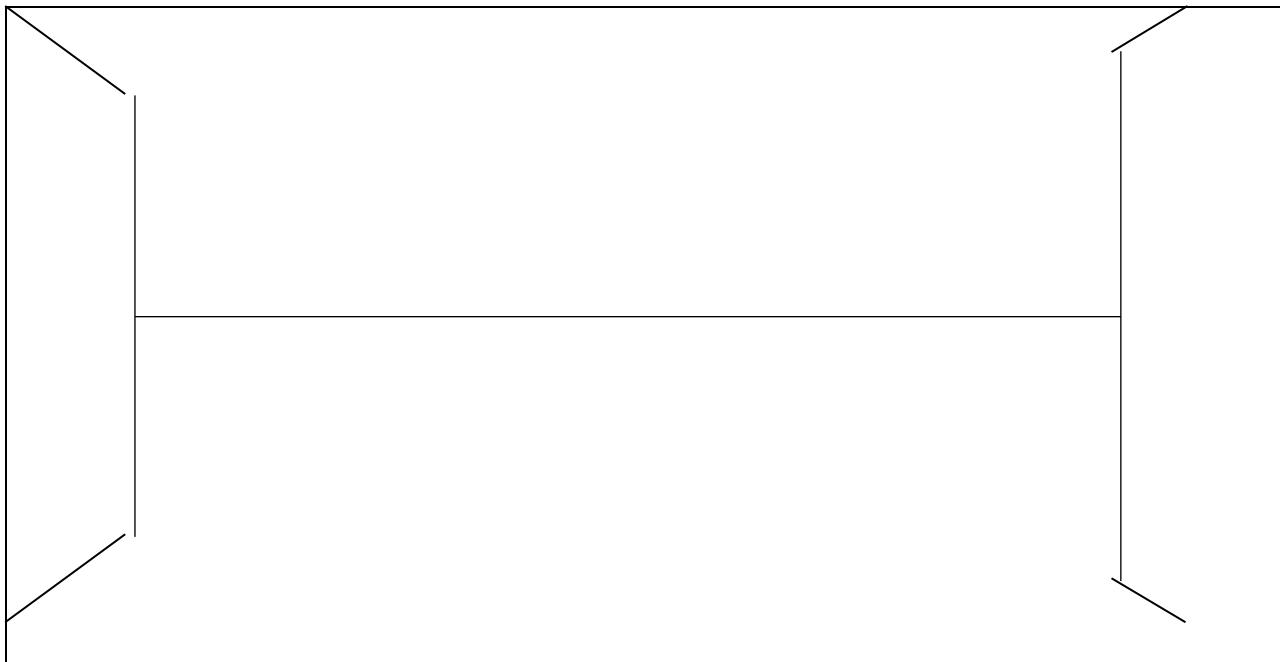
7 地環第159号

入札名 令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託

入札書

氏名

(表)



(裏)

委任状

令和 年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

(注)

↓

氏名

印

(委任事項)

- 入札番号 7地環第159号
- 入札名 令和8年度長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営業務委託
の入札及び見積に関する一切の権限

(注)代理人が押す印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

(用紙 日本産業規格A4)

競争入札参加資格申請の手引

長崎県 県民生活環境部 地域環境課

1 申請書の提出

(1)受付期間

申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和8年3月5日（木）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

(2)提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境部 地域環境課（環境監視班）

電話（代表）095-824-1111 内線：4762

（直通）095-895-2356 担当：川口

(3)その他

・資格審査の結果は文書で通知します。

・資格の有効期間は資格を付与された日から令和9年3月31日までとします。

2 申請書を受付できない方

令和8年2月20日付け一般競争入札の参加者の資格等について（告示）の2の競争入札に参加することができない者に該当する者。

3 申請書添付書類

申請には「競争入札参加資格審査申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区分	添付書類
ア) 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申請人が法人の場合添付。
イ) 身元(分)証明書	申請人が個人の場合添付。本籍地の市町村長発行のもの。
ウ) 住民票	申請人が個人の場合添付。住所地の市町村長発行のもの。
エ) 成年後見登記制度 における登記事項証明書	・申請人が個人の場合添付。東京法務局が証明するもの。 ・最寄りの法務局から登記されていないことの証明申請書（登記事項がある場合は登記事項証明申請書）を求め、郵送等で証明申請を行う。登記されていないことの証明は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明をとること。
オ) 納税証明書	①(都道府)県税に関し未納がないことを証する証明書 ・長崎県内に本社又は支店等があるものについては長崎県の県税事務所が発行したもの。 ・長崎県外に本社及び支店等があるものについては本社の所在地の県(都道府)税事務所が発行したもの。 ②消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 ※税務官署が発行したもの。(免税業者は除く)

カ) 許認可等証明書	営業に関し許可、認可等を必要とする場合のみ。 ※申請者により原本証明された写しとする。
------------	--

※ア)～オ)までは、原本又は申請者により原本証明された写しとし、参加資格申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

4 申請書の記載方法

(1) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

①登録番号は、資格審査を行った後、資格を付与する場合に決定するので、申請書には記入しないこと。

②支社(店)等に入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

1)「所在地」欄においての丁目、番号は「-(ハイフン)」により省略して記載してかまわない。

(例)長崎市尾上町3-1

2)「商号又は名称」の欄で株式会社等法人の場合は次のように略号を用いてかまわない。

株式会社-(株) 有限会社-(有) 合名会社-(合) 合資会社-(資)

フリガナの欄はカタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例)	カンキョウ
	(株)環境

3)「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職についてはフリガナは記載しないこと。

(例)	カンキョウ タロウ
	代表取締役 環境 太郎

4)「電話番号」、「FAX番号」の欄は市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-(ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。

(例)	095-895-2356
-----	--------------

5)「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

③「消費税及び地方消費税」の欄は消費税法に基づく区分で、申請時点で「課税、非課税のいずれか該当するもの(番号)」を○で囲むこと。

※『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、真実に相違ないよう十分留意すること。

(2) 誓約書(様式第2号)

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。

(3) 財務関係明細書

・金額は、すべて千円単位で記入すること。

・基準年度分を記入すること。

・決算書の貸借対照表、損益計算書から千円未満を切り捨てて記入すること。従って、合計欄が合わない場合もあることに留意すること。

(4) 営業概要書

「(1)前2カ年の損益状況」

・基準年度及びその前年度分を記入すること。

- ・「(A)のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県（本庁、地方機関、高校、警察等）への売上有ある場合に記入すること。

「(2)前2カ年の自己資本金の状況」

- ・基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。
- ・個人の場合「資本金」には元入金を記入すること。

「(4)営業実績（販売）」

- ・基準年度の販売実績を記入すること。（合計は損益計算書の売上高と一致する。）
- ・「営業比率」は全体を100とし、各取扱品目が全体に占める割合を記入する。

「(5)営業経歴」

「営業年数」及び「現組織へ変更後の営業年数」は月数計算で30日未満は切り捨てて記入すること。

「(6)従業員数」

- ・「総従業員数」は代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。
※支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数（　）」欄に総従業員数の内数で記入すること。
- ・なお、「総括責任者等の設置可能数」の欄には、本委託業務を実施すると仮定した場合に配置可能な人員を記載すること。
- ・また、(6)の3)の「入札に付する業務に係る資格等」の欄については、入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

(5)委任状

- ・支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。被委任者（受任者）は、支社（店）等の代表者を記入すること。
- ・委任期間は、資格を付与された日から令和9年3月31日までとすること。
ただし、代金請求・領収の件まで委任する場合は、令和9年5月31日までとすること。

(6)印鑑届（様式第3号）

- ・入札、見積、契約、請求書等県と取引をする場合に使用する印（支社等に権限を委任する場合は支社長等の印）
- ・使用する印は実印、登記印である必要はない。

5 資格審査申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

- (1)商号又は名称
- (2)所在地
- (3)代表者
- (4)資本金（法人の場合）
- (5)使用印鑑
- (6)委任事項
- (7)電話番号